

消費者支援ネット ニュースレター

〒400-0834
甲府市落合町 59-2
電話 055-243-2443
FAX 055-241-0597
Mail info@yamanashi-csnet.jp

消費者講座「消費者トラブルにならないために」を開催!

<日時>

2016年11月18日(金)

13:30~15:30

<場所>

県立男女共同参画推進センター
(びゅあ総合)

普段の契約が消費者トラブルにならないよう、私たち消費者自身も「契約」についての知識が必要と考え、あらためて「消費者の契約」について、基礎から学べる消費者講座を企画しました。

また、後半では、山梨大学の神山久美先生から、国や山梨県で消費者教育がどんな風に進められているのかについてお話をお聞きしました。

参加者からは、「契約について、再認識するよい機会になりました」、「消費者教育がどう進められているか理解でき、大切さを感じました」などの意見が寄せられました。

講演 「契約の基礎知識」 花輪 仁士 さん 山梨県弁護士会 消費者問題対策委員会委員長
NPO法人やまなし消費者支援ネット 副理事長



「契約とは」から始まり、成立や効果、分析、意思表示の問題など、契約に関する基礎を説明して頂きました。

「消費者」と「事業者」では、情報量などさまざまな格差がありますが、民法ではこれを「対等な当事者」としているのに対し、消費者関連の法律は、この格差を補い、対応な立場となるようにつくられていることなどの説明がありました。

(消費者契約法/特定商取引に関する法律/割賦販売法など)

講演 「国・山梨県における消費者教育の展開」 神山 久美 さん
山梨大学大学院総合研究部 准教授 NPO法人やまなし消費者支援ネット 会員

消費者庁の「地方消費者行政強化作戦」の全国での推進状況、強化作戦設定数値が、「山梨県消費者基本計画の具体的な数値目標」となってきたことなどの報告がありました。

また、神山先生も関わり作成されている「消費者教育の教材」について具体的な説明があり、わかり易く関心が持てる教材の大切さを話していただきました。

最後に「お買い物は投票行動」、「自分だけでなく周りの人々、内外の社会経済情勢や地球環境のことを考えて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する」消費者市民社会についてお話されました。



閉会の挨拶と引き続きやまなし消費者支援ネットへの協力をお願いして閉会しました。

法制度が充実され、消費者支援

ネットワークの輪が全国的に広がっています！！

今年9月10日～11日、渋谷の主婦会館で「第21回適格消費者団体連絡協議会」が開催されました。協議会では、消費者被害の未然防止や事業者の不当な勧誘及びチラシ・CM等について、適格消費者団体（注1）、NPO団体等（注2）が各地での活動実績等を持ち寄り、その共有化を図ると同時に、消費者支援の輪を広げ、相互の協力関係を強化し、消費者のために役立とうという協議が行われました。全国から30団体：114名が参加、やまなしからは4名が初めて参加しました。消費者庁・岡崎和美長官や東京都消費生活部長から行政のバックアップや10月施行の「特定適格消費者団体」の説明等があり、適格消費者団体と国・地方公共団体との協力関係や連帯強化を進める旨の挨拶がありました。

（注1）：現在、総理大臣認定の「適格消費者団体（不当行為や不当表示等の差止め訴訟が出来ます）」は、14団体です（北海道・埼玉・東京2団体・東海・関西・ひょうご・京都・広島・大分・福岡・くまもと・おokayama・佐賀。名称はそれぞれが用いている漢字やひらがなとしました）。

*10月から施行される総理大臣認定の「特定適格消費者団体（集団的消費者被害の救済訴訟が出来ます）」施行日初日には東京の「適格消費者団体：消費者機構日本」から認定申請が出されました。

（注2）：「適格消費者団体」認定にはNPO法人などで消費者支援活動に実績のある団体という条件があります。当法人もこの条件を満たすために設立されました。参加団体で適格消費者団体を目指しているNPO法人は11団体（やまなし・とうほく・ぐんま・かながわ・いしかわ・なら・えひめ・ながさき・みやざき・かごしま・おきなわ）、NPO法人設立準備中は4団体（とちぎ・ながの・ちば・新潟）です。

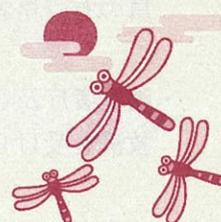
今回の協議会では各団体による具体的な差止め訴訟事例（注3）や課題等が報告されました。関東甲信越の団体間での協力（注4）についても協議され、今後の協力関係の強化について、引き続き協議を継続していくことも確認されるなど実りの大きな協議会でした。

当法人は、適格消費者団体・特定適格消費者団体を目指す県内唯一の団体として、正会員・賛助会員の方はもちろん、多くの県民・消費者の支援や協力を得て、行政とも協力関係を強化（注5）して、県内での消費者被害の未然防止や啓発活動、被害の相談や解決に向け努力して参りたいと思います。

（注3）：冠婚葬祭互助会（福岡高裁判決等）、クロレラ広告（大阪高裁判決等）、結婚式場契約（札幌地裁提訴状況等）、健康食品差止め事例（ひょうごネット）、建築請負契約差止め事例（消費者機構日本）。

（注4）：被害拡大を防ぐ差止め訴訟や、被害額救済訴訟において、例えば、
A県はNPO団体のため訴訟を行なうことはできませんが、
B県の適格消費者団体と協力して差止め訴訟を可能にし、
C県の特定適格消費者団体と協力して被害額救済訴訟を可能にするなど、
A県の消費者被害に速やかに対応するという趣旨です。

（注5）：本年4月に制定された「山梨県消費者基本計画」に、「適格消費者団体（消費者に代わって差止め請求権を行使できる法人）」との連携が盛り込まれました。当法人も連携対象です。



「山梨県消費者基本計画」が策定・施行（本年4月）されました

今後の山梨県の消費者行政の方向性を定める計画として歓迎し協力をしたいと思います

【基本方針：消費者被害の防止と救済計画の数値目標】 H28～32年の5ヶ年計画

| | 計 画 項 目 | 現状：H26年度 | 目標：H32年度 |
|---|---|---------------------------------|-------------------|
| 1 | 市町村消費生活センター設置率 (含む広域相談体制) ① 人口5万人以上の市 ② 人口5万人未満の市町村 | ① 40.0% ② 22.7% (H27.4.1) | ① 100% ② 50%以上 |
| 2 | 消費生活相談員の配置市町村率 (含む広域相談体制) | 44.4% (H27.4.1) | 70%以上 |
| 3 | 消費生活相談員の有資格者率 | 66.7% (H27.4.1) | 75%以上 |
| 4 | 消費生活相談員の研修参加率 | 85.7% | 100% |
| 5 | 消費者安全確保地域協議会の設置率 (含む消費者被害防止に取り組む高齢者等の見守りネットワークの整備) ① 人口5万人以上の市 ② 人口5万人未満の市町村 | ① 0% ② 0% | ① 100% ② 100% |

<コメント>

- ・表の数値目標は消費者庁数値目標と一致していますが、関東甲信越都県では半数以上で各目標値を達成済みです。本県でも計画を必達目標値として推進していく必要があります。
- ・市町村行政の数値目標達成は、地域住民の参加と行動が大切な要素です。
お住まいの行政の計画達成に向けて是非、協力していきましょう。
- ・また、できるだけ早期に人口5万人以上、あるいは人口5万人未満という条件は無くして表の5.のように、全市町村で100%の数値目標とすることが大切なことと思います。
- ・1.の市町村消費生活センター設置の現状は、本県においては甲府市と富士吉田の2ヶ所です。富士吉田市には広域対応として西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町が含まれています。市町村単位では無理でも広域での対応なら可能性が広がります。
- ・2.については、県主催で消費生活相談員資格取得の研修が行なわれています。消費生活相談員の有資格者率目標の達成に向けての研修でもあり、大いに期待したいと思います。
- ・消費者庁及び「山梨県消費者基本計画」重点施策である「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保されるようにします」の実現が県全体で必要です。

この間の「事業者の不当事例」案件検討状況について〈中間報告〉

1. 水道工事関連業者の折り込み広告中の虚偽記載について。

この件については、事実関係の問い合わせを行ないました。

事業者からの返答について精査を行ない、虚偽事項について具体的な対応を進めています。

2. 中古車販売業者の契約書中の不当条項について。

この件については、事実関係の調査を進め、具体的な問い合わせを準備しています。

3. 探偵業者の契約書中の記載不備について。

この件については、2. と同様の対応を進めています。

4. クレジットカードの勧誘チラシについて。

この件については、詳細調査を進めています。

◇県民・消費者の皆様へ

日常生活の中で目や耳にするCMやチラシ類及び電話、メールでの勧誘等の情報で、

「はてな(?)」と思った情報がありましたら、下記事務局にお知らせ下さい。

できれば、「チラシ現物や業者及びメーカー名・商品名」なども一緒にお知らせ下さい。

不当事例の場合は、上記のように、弁護士や司法書士など専門家が調査を行ないます。



◇どなたでも会員になれます！ 一緒に活動しませんか。

消費者被害防止や救済の為に不当な契約・表示等について事業者には正等の申入れを行ないません。弁護士・司法書士・消費生活専門相談員（計30名余）、学識経験者・生協や消費者（団体）など合計82の個人・団体が加入しています。*2015年7月法人登記。

消費者被害を防止し救済する活動に意欲のある方々を歓迎いたします。

・年会費は活動・広報等の経費として使われます。役員は無報酬と規定されています。

【連絡先】：消費者支援ネット事務局 055-243-2443 Fax055-2410597
お名前と送り先を連絡下さい。資料を郵送いたします。